

迷惑行為をした事業者が静岡県内で活動している場合は「静岡県知事」、広域で活動している場合は「消費者庁長官」又は「経済産業局長」と記載する。

## 申出書（記載例）

平成29年4月1日

静岡県知事 殿

「被害にあった消費者」または「LPGガス販売事業者」の『氏名又は名称』、『住所』、『電話番号』を記載する。

※申出書を受理した行政機関は、調査を行う際に、消費者への聞き取りが必要になると考えられること、また、業者間の足の引っ張り合いとの誤解を招かないよう、当該消費者名での申出が望ましい。

氏名又は名称 静岡 液子 印  
住 所 静岡市本通 6-1-10  
電 話 番 号 054-255-2451

下記の通り、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがありますので、適当な措置をとられるよう、特定商取引に関する法律第60条に基づき、申し出ます。

### 記

#### 1. 申出に係る事業者

事業者名：(株)〇〇〇〇 ●●営業所  
所在地：静岡県〇〇市●●区▲▲×-××-×  
勧誘員：●● ●●

迷惑行為をした事業者の「事業者名」、  
「所在地」、わかれば勧誘員の「氏名」  
を記載する。

#### 2. 申出に係る取引の態様

訪問販売

迷惑行為があった際の取引に係る態様  
を記載する。(訪問販売、通信販売、電  
話勧誘販売等)

#### 3. 申出の趣旨

別紙2-4 記載のとおり

取引の公正や消費者の利益を害するお  
それがあると認められる行為の内容に  
ついて、「誰が」「いつ」「何を」「どの  
ように行ったか」等を記載する。  
※記載例は別紙2-4のとおり

#### 4. その他参考となる事項

申込書、契約書のコピー  
パンフレット  
迷惑行為をした事業者の名刺  
迷惑行為をした事業者が書いたメモ書き  
音声データ 等

申出の趣旨以外に参考となるものがあ  
れば、添付する。第三者が申出を行う  
場合、添付の際には消費者の合意が必  
要です。(協会では消費者が申出を行う  
ことを推奨いたします。)

○月○日の夕方、自宅に「株〇〇〇〇 ●●営業所の●● ●●ですが、お宅のガス料金は高くないですか？ガス会社を切り替えればもっと安くなりますよ。」と言って検針票の提示を求められた。

現在供給を受けているガス事業者（以下「現供給業者」とする）とは長い付き合いであり、不満もなく、ガス会社を変更する理由がないことから断ると、勧誘業者は「現供給業者は静岡市で一番ガス料金が高いです。近隣のお宅も同じ供給業者でしたが、私どものガス会社へ変更していただきました。」と言って、ガスの切り替えをお願いされた。

改めて断ると勧誘業者は「説明だけ聞いてください。」と言って、パンフレットや資料により料金プランを一方向的に説明しだした。

勧誘業者は1時間近くも説明を続け、私が途中で席を立とうとすると、「まだ説明が終わっていない。」と突然脅すように言って立たせてもらえなかった。

この後、ようやく説明が終わり、私が改めてガスの切り替えを断ると、勧誘業者が「契約をしてもらってまで帰りません。」と言い、さらに1時間ほど居座られた。（この後、勧誘業者は「また来ます」と言って家から出て行った。）

その後、翌日、翌々日と同じ勧誘業者が自宅に来て、上述と同じようにLPガスの切り替え勧誘を長時間された。

連日のように訪問勧誘されるため、居留守を使うようになり、人が訪問してくるのが怖くなってしまった。

株〇〇〇〇の行為は、消費者の利益を害していると思われるので、特定商取引法第 60 条に基づき申出を行う。